

確定拠出年金 老齢給付のしおり

このしおりには、老齢給付のお手続きに必要な事項が記載されています。必ずご一読ください。

<お問い合わせ先>

確定拠出年金 給付専用ダイヤル

受付時間：平日（土日祝日・年末年始を除く）

9:00～17:00

フリーダイヤル：0120-401-902

※お問い合わせの際は、加入者コードが必要です。
（加入者コードは送付状右上に記載されています）

損保ジャパンDC証券株式会社

お手続きの前に

確定拠出年金では、給付事由の違いにより次の3種類の給付金があります。

このしおりでは、「老齢給付金」の請求手続きをご案内しております。

なお、引き続き運用時の税制メリットを受けつつ、75歳まで自身の年金資産を運用していくこともできます。また、企業型確定拠出年金（企業型DC）、個人型確定拠出年金（iDeCo）ともに加入要件を満たしている場合は再加入することが可能ですが、以下に該当する場合は加入できませんので、請求手続きをされる際はご注意ください。

- ・企業型DCの老齢給付金について裁定請求をした方は、企業型DCに再度加入することはできません。
 - ・iDeCoの老齢給付金について裁定請求をした方は、iDeCoへ再度加入することはできません。
 - ・公的年金を65歳前に繰上げ請求された方はiDeCoへ再度加入することはできません。
- ※企業型DCの老齢給付金の裁定請求をした方のiDeCoへの加入、iDeCoの老齢給付金の裁定請求をした方の企業型DCへの加入は可能です。（他の加入要件を満たしている必要があります。）

（「障害給付金」・「死亡一時金」の請求をご希望の場合は、あらかじめ当社までご連絡ください。）

◎ 給付金の種類

1. 老齢給付金

加入者資格喪失した方が60歳以降に受取る給付金です。

75歳の誕生日の2日前までにご請求の手続きを行ってください。

※受給開始年齢以降も引き続きiDeCoの加入者の方は加入者資格喪失のお手続きが完了してからご請求ください。

<受取開始年齢>

60歳までの通算加入者等期間により異なります（※）。

過去に確定拠出年金から脱退一時金の支給を受けている場合、その支給を受けた月の前月までの期間は通算加入者等期間から控除され、受給開始年齢が遅くなる場合がありますのでご注意ください。

通算加入者等期間	受給開始年齢
10年以上	60歳から受給可能
8年以上	61歳から受給可能
6年以上	62歳から受給可能
4年以上	63歳から受給可能
2年以上	64歳から受給可能
1月以上	65歳から受給可能

（※）

・通算加入者等期間とは・・・
60歳までの企業型DCおよびiDeCoの加入者期間と運用指図者期間を合算した期間です。
（企業年金等から資産を移換した場合には、その計算の基礎となった期間も含まれます。）

・60歳までの通算加入者等期間が1月未満の方の受給開始可能日は以下の通りとなります

【企業型DC】制度の加入者となった日または60歳に到達した日のいずれか遅い日から起算して5年を経過したとき

【iDeCo】加入者または運用指図者の資格取得日のいずれか早い日から起算して5年を経過したとき

75歳の誕生日の2日前までにご請求がない場合は、当社が給付の裁定（判定）を行ない「一括受取（一時金）」でお支払いたします。受取方法の選択はできませんのでご注意ください。

2. 障害給付金

高度障害（※）状態に該当したときに受取る給付金です。

60歳前での受取りも可能です。

（※）高度障害とは・・・

国民年金法第30条第2項に規定する障害等級の1級および2級に該当する程度の障害を指します。

3. 死亡一時金

お亡くなりになった場合にご遺族が受取る給付金です。

老齢給付金や障害給付金を受給中にお亡くなりになった場合にも支給されます。

目次

	項目	ページ	備考
1	受取方法の選択	3~4	次の3種類の中から、ご希望の受取方法を選択してください。 <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; display: inline-block;">A</div> 一括受取（一時金）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; display: inline-block;">B</div> 分割受取（年金）

C

1. 受取方法の選択

受取方法は、以下のA・B・Cの3種類より選択できます。
受取方法別の内容を十分にご確認のうえ、受取方法を選択してください。
なお、現在の資産残高は、当社アンサーセンターまたはアンサーネットで確認できます。

受取方法	受取方法の概要・手数料・支給日
<p data-bbox="97 432 204 523">A</p> <p data-bbox="237 446 408 523">一括受取 (一時金)</p>	<p data-bbox="525 455 701 488">1. 受取方法</p> <p data-bbox="549 496 1165 529">全ての運用商品を現金化し、一括で受取る方法</p> <p data-bbox="525 581 672 614">2. 手数料</p> <p data-bbox="549 622 1103 654">送金手数料 <u>440円(国内送金の場合)</u></p> <p data-bbox="525 707 668 739">3. 支給日</p> <p data-bbox="549 747 1308 826">給付の裁定(判定)月の翌月25日(25日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の金融機関営業日)</p>
<p data-bbox="97 979 204 1070">B</p> <p data-bbox="237 993 408 1070">分割受取 (年金)</p> <div data-bbox="97 1174 465 1360" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>分割受取は、分割受取期間中も個人別管理資産の運用が続いているため、各商品の値動きにより受取金額が一定にならない場合があります。</p></div> <div data-bbox="97 1425 465 1676" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>「第一のつみたて年金」(元本確保型商品)を運用商品としている方につきましては、分割受取(年金)としてお支払いする際、解約控除がかかることによって、支払金額が元本を下回ることがあります。</p></div>	<p data-bbox="525 996 701 1029">1. 受取方法</p> <p data-bbox="535 1037 1350 1155">(1) 分割受取開始時の各運用商品の残高に応じて、均等割合で現金化し、指定された期間で分割して受取る方法 ※受取金額は一定ではありませんので、ご注意ください。</p> <p data-bbox="535 1163 1265 1195">(2) 分割受取期間と回数は、以下からご指定ください。</p> <p data-bbox="608 1203 1200 1236">分割受取期間 : 5年~20年の間で指定可能</p> <p data-bbox="608 1244 1253 1277">分割受取回数 : 年1回・2回・4回から指定可能</p> <p data-bbox="608 1284 1322 1317">※受取期間・回数は規約により異なる場合があります。</p> <p data-bbox="525 1418 672 1450">2. 手数料</p> <p data-bbox="549 1458 1103 1491">送金手数料 <u>440円(国内送金の場合)</u></p> <p data-bbox="549 1499 1089 1532">受取りの都度、送金手数料がかかります。</p> <p data-bbox="525 1584 668 1617">3. 支給日</p> <p data-bbox="549 1624 1279 1742">ご指定の年金受取回数に応じて計算された月の25日 (25日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の金融機関営業日)</p>

C

一括・分割 併用受取

(一時金・年金併用)

分割受取は、分割受取期間中も個人別管理資産の運用が続いているため、各商品の値動きにより受取金額が一定にならない場合があります。

「第一のつみたて年金」(元本確保型商品)を運用商品としている方につきましては、分割受取(年金)としてお支払いする際、解約控除がかかることにより、支払金額が元本を下回ることがあります。

1. 受取方法

個人別管理資産の一部を一括(一時金)で受取り、残りを指定された期間で分割して受取る方法

- ①一括受取(一時金)の割合は資産額の1%~75%の範囲内でご指定ください。
- ②分割受取(年金)での受取額(年間)が資産額の1/2~1/20の範囲内となるよう、5年、10年などの分割受取期間を指定してください。
※下表「ご指定可能な一括受取(一時金)の割合および分割受取(年金)期間」をご参考に一括受取(一時金)と分割受取(年金)期間をご選択ください。

<ご指定可能な一括受取(一時金)の割合と分割受取(年金)期間>

一括受取(一時金)の割合	分割受取(年金)期間
25%以下	5~15年
26%以上 30%以下	5~14年
31%以上 35%以下	5~13年
36%以上 40%以下	5~12年
41%以上 45%以下	5~11年
46%以上 50%以下	5~10年
51%以上 55%以下	5~9年
56%以上 60%以下	5~8年
61%以上 65%以下	5~7年
66%以上 70%以下	5・6年
71%以上 75%以下	5年

- ③分割受取回数は、年1回・2回・4回からご指定ください。

○分割受取回数は、年1回、2回、4回のいずれも可能です。
(年間の受取割合が同じになります。)

○指定できる分割受取期間・回数は、規約によって異なります。
例えば、5年、10年、15年のみしか選択できない規約もありますので、ご確認いただくか、給付専用ダイヤルまでお問い合わせください。

2. 手数料

送金手数料 440円 (国内送金の場合)

受取りの都度、送金手数料がかかります。

3. 支給日

一括分：給付の裁定(判定)月の翌月25日

分割分：ご指定の年金受取回数に応じて計算された月の25日
いずれの場合も、25日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の金融機関営業日

2. お手続きの流れ

手続きの流れ	一括受取（一時金）	分割受取（年金）
必要書類の準備・記入	必要書類に所定の事項をご記入ください。 →受取方法により必要書類が異なります。 受取方法ごとの必要書類につきましては、12～13ページをご確認ください。	
必要書類の提出	必要書類一式を当社までご郵送ください。 （同封の返信用封筒をご利用ください。） 提出締切：個人型は毎月15日、企業型は毎月20日 （休日の場合は前営業日となります） ※提出いただいた書類に不備等がない場合、次の手続きに進みます。	
裁定(判定) 裁定(判定) 結果の送付	当社が裁定（判定）します。 ※裁定（判定）後の取消（キャンセル）はできません。 ※一括受取（一時金）の場合、裁定（判定）が完了するとスイッチングができなくなります。その他の受取方法についても、スイッチングできない期間があります。支給月の月初に運用商品が売却（現金化）されますが、その前に相場による価格変動を抑えたいなど、スイッチングをご希望の場合はお早めにご検討ください。スイッチング制限につきましては、9ページにも詳しく記載しています。 支払時期などが決定次第、当社より「確定拠出年金 給付裁定結果のお知らせ」を送付します。（サンプルは、11ページ参照）	
運用商品の現金化（売却）	支給月の月初に運用商品が売却（現金化）されます。 ※受取金額や売却順序の指定はできません。 ※税金および手数料を差し引いてお支払します。 ＜支払元金融機関＞ ○企業型：みずほ信託銀行 ・振込名義 「ミズホ信託(401K)」 ○個人型：日本カストディ銀行 ・振込名義 「ニホカステイ(DC)」	
受取のスケジュール	原則、裁定（判定）が完了した翌月25日	ご指定の受取回数により異なります。受取のスケジュールは、7ページをご参照ください。
支払に関する送付物	＜支払前＞ ①「確定拠出年金 給付のお知らせ」 （サンプルは、11ページ参照） ＜支払後＞ ②「退職所得の源泉徴収票」など	＜支払前＞ ①「確定拠出年金 給付のお知らせ」 （サンプルは、11ページ参照） ＜支払後＞ ②「公的年金等の源泉徴収票」（給付金受取の翌年1月に1年分の受取金額の合計額を記載したもの）

(1) 一括受取(一時金)と分割受取(年金)の税務の取扱

一括受取(一時金)と分割受取(年金)では以下のとおり税務の取扱が異なります。また、一括・分割併用受取(一時金・年金併用)の場合は一括受取(一時金)と分割受取(年金)のそれぞれの税務の取扱が適用されます。

受取方法	税務の取扱
一括受取 (一時金) ※15ページにも記載していますので、ご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> 退職所得として所得税・住民税が課税されます。 支払の際に源泉徴収が行なわれます。 「退職所得控除」が適用されます。 所定の申告書の提出により源泉徴収のみで課税関係は完了します。 ※同一年に他の退職所得を受給されている場合は、該当の「退職所得の源泉徴収票」もご提出いただく必要がございます。
分割受取 (年金) ※28ページにも記載していますので、ご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金等に係る雑所得として所得税が課税されます。 支払の際に源泉徴収が行なわれます。 「公的年金等控除」が適用されます。 原則、確定申告が必要です。

(2) 計算方法

<一括受取(一時金)の場合>

課税退職所得金額 = (支給額 - 退職所得控除額) × 1 / 2

退職所得控除額の計算方法(退職所得控除額は、勤続年数により異なります。)

勤続年数	退職所得控除額(80万円未満の場合は80万)
20年以下	勤続年数 × 40万円
20年超	800万円 + (勤続年数 - 20年) × 70万円

※なお、同一年、もしくは前年以前19年以内に別途退職手当等が支給されている場合は、それらの他の退職所得控除額と調整が行われます。

上記計算の結果、または他の退職所得控除額との調整の結果、

80万に満たない場合は80万円の控除が適用されます。

※勤続年数の計算方法は、16ページに記載しておりますのでご参照ください。

<分割受取(年金)の場合>

源泉徴収税額 = 支給額 × 7.6575% (※)

(※) 10.21% × (1 - 25% (控除額))

・10.21%は、復興特別所得税を反映したものです。

税金についての詳しい内容は、お近くの税務署へお問い合わせください。

税金額の計算事例については、「<参考> 給付にかかる税金額計算事例」(14~30ページ)に記載していますので、ご参照ください。

3. 給付金のスケジュール

<一括受取（一時金）のスケジュール（標準）>

毎月の提出締切（個人型は毎月15日、企業型は毎月20日、休日の場合は前営業日）までに不備のない書類をご提出いただいた場合は、原則として翌月の25日にお支払いします。

ただし、ご提出いただいた書類に不備がある場合、掛金の最終拠出や他制度からの資産移換が完了していない等の場合などには、給付金のお支払が翌々月以降になります。また、裁定（判定）に要する手続きから、翌々月以降のお支払になることがあります。お支払日は、当社での裁定（判定）後に通知（「確定拠出年金 給付裁定結果のお知らせ」）にてご連絡します。

<分割受取（年金）の初回受取スケジュール>

分割受取（年金）の場合、初回の給付金受取のスケジュールは、ご指定の受取回数により異なりますので、ご注意ください。

<例>分割受取（年金）回数 年2回を指定した場合のイメージ

1月の提出締切（個人型：15日、企業型：20日）までに不備なく書類を受領し、当社で裁定（判定）した場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
裁定（判定）	裁定（判定）から6ヶ月経過した後						→	8/25 初回給付金受取

※ 8月の初回受取の次回給付金受取は6ヶ月後の翌年2月になります。

・分割受取（年金）の売却方法

毎回の支給月に個人別管理資産のうち、以下の計算式で計算した金額を売却のうえお支払いします

$$\left(\text{支給月の前月末日の個人別管理資産額} \right) \times \frac{\left(\text{支給対象月数} \right)}{\left(\text{分割受取（年金）期間の総月数} \right) - \left(\text{支給済月数} \right)}$$

※支給対象月数とは年金受取回数に応じて以下のとおりとします。

年金受取回数 年1回を選択した場合→12ヶ月
年2回を選択した場合→6ヶ月
年4回を選択した場合→3ヶ月

<計算例>分割受取（年金）期間5年、分割受取（年金）回数：年2回の場合

1回目の支給金額	(支給月の前月末日の個人別管理資産額)	×	6/60
2回目の支給金額	(支給月の前月末日の個人別管理資産額)	×	6/54
3回目の支給金額	(支給月の前月末日の個人別管理資産額)	×	6/48
↓			
10回目の支給金額	(支給月の前月末日の個人別管理資産額)	×	6/6

※分割受取開始から5年を経過した後、残りを一括での受取へ変更できます。受取方法の変更をご希望の場合は、分割受取から5年経過した際に、給付専用ダイヤル（0120-401-902）までご連絡ください。

4. お手続きにおける留意事項

- ◎ご記入内容を訂正する場合、訂正箇所を二重線で抹消し訂正印（請求書への押印と同一印）を押印のうえ正しい内容をご記入ください。
- ◎ボールペン等、消せない筆記用具でご記入ください。
- ◎現在手続き中でまだお手元に届いていない「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」がある場合は、発行されるのを待ってから書類をご提出ください。
※一括受取（一時金）、一括・分割併用受取（一時金・年金併用）のみ
- ◎「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の本紙を提出する場合は、当社からご返却いたしませんので、本紙がお手元に必要な場合は写し（コピー）をご提出ください。
※一括受取（一時金）、一括・分割併用受取（一時金・年金併用）のみ
- ◎過去に確定拠出年金から脱退一時金の支給を受けている場合、その支給を受けた月の前月までの期間は通算加入者等期間から控除され、受給開始年齢が遅くなる場合がありますのでご注意ください。
- ◎ 企業型確定拠出年金（企業型DC）、個人型確定拠出年金（iDeCo）ともに加入要件を満たしている場合は再加入することが可能ですが、以下に該当する場合は加入できませんので、請求手続きをされる際はご注意ください。
 - ・企業型DCの老齢給付金について裁定請求をした方は、企業型DCに再度加入することはできません。
 - ・iDeCoの老齢給付金について裁定請求をした方は、iDeCoへ再度加入することはできません。
 - ・公的年金を65歳前に繰上げ請求された方はiDeCoへ再度加入することはできません。※企業型DCの老齢給付金の裁定請求をした方のiDeCoへの加入、iDeCoの老齢給付金の裁定請求をした方の企業型DCへの加入は可能です。
（他の加入要件を満たしている必要があります。）

5. 書類の提出先・お問い合わせ窓口

<書類提出先> 同封の返信用封筒をご利用ください。

〒163-0650
東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル50F
損保ジャパンDC証券株式会社 お客様サービス部 宛

<お問い合わせ窓口>

確定拠出年金 給付専用ダイヤル
受付時間：平日（土日祝日・年末年始を除く） 9：00～17：00
フリーダイヤル：0120-401-902

※お問い合わせの際は、加入者コードが必要です。（加入者コードは送付状右上に記載されています）

6. その他の事項

1. スイッチング（商品の預替）の制限について

（1）一括受取（一時金）の場合

当社での裁定（判定）時点より、スイッチングを行なうことができません。

（2）分割受取（年金）の場合

各回の支払にともなう運用商品の売却日（原則支払月の月初）の数日前から売却日まで、一時的にスイッチングを行なうことができません。

（3）一括・分割併用受取（一時金・年金併用）の場合

＜一括受取（一時金）分＞

当社での裁定（判定）時点より、一括（一時金）分の売却日まで一時的にスイッチングを行なうことができません。

＜残りの分割受取（年金）分＞

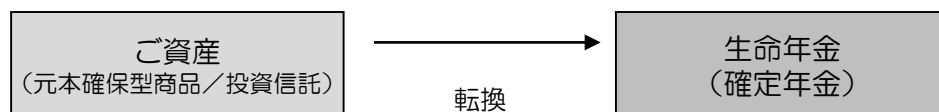
各回の支払に伴なう運用商品の売却日（原則支払月の月初）の数日前から売却日まで、一時的にスイッチングを行なうことができません。

2. 運用商品の選択肢に生命保険商品がある場合のお手続き

「分割受取（年金）」または「一括・分割併用受取（一時金・年金併用）」をご希望の場合は、お手続きの際に、以下のいずれかを選択することもできます。

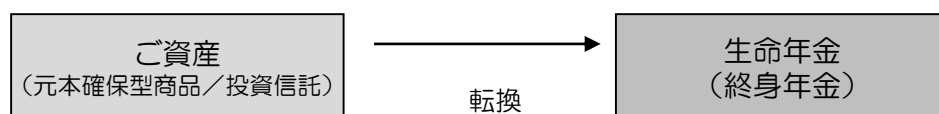
（1）確定年金

保険会社の計算に基づき、資産残高に応じた一定金額を一定期間受取ることができます。この方法を選択された場合、ご資産は「生命年金（確定年金）」へ転換されます。



（2）終身年金

一定の保証期間が定められており、保証期間後は生存している場合に限り、終身で一定金額を受取ることができます。この方法を選択された場合、ご資産は「生命年金（終身年金）」へ転換されます。



運用商品の選択肢に生命保険商品がある場合で、当該「生命年金」による受取をご希望の場合は、給付専用ダイヤル（0120-401-902）までご連絡ください。

3. 海外送金について

別途書類をご提出いただく必要があります。
ご希望の場合は、給付専用ダイヤル（0120-401-902）までご連絡ください。

4. 非居住者（ご請求時に国外にお住まいの方）の税務上の取扱いについて

日本と現在（老齢給付金のご請求時点）の居住国との間に「租税条約」が締結されているか否かにより、税務上の取扱いが異なります。
詳しい内容は、国税庁HP・税務署・滞在国などでご確認ください。

別途書類をご提出いただく必要がございます。ご請求時に国外にお住まいの方は、給付専用ダイヤル（0120-401-902）へご連絡ください。

区分	租税条約あり		租税条約なし
	「租税条約の届出書」 提出あり	「租税条約の届出書」 提出なし	
分割受取 （年金）	原則居住地域での課税 になります。 （源泉徴収なし）	売却金額から控除額を 引いた金額に所得税が 課税されます。 （源泉徴収あり）	売却金額から控除額を引いた 金額に所得税が課税されます。 （源泉徴収あり）
一括受取 （一時金）	国内居住期間分に対して所得税が課税されます。 （源泉徴収あり）		

7. 送付物サンプル

受取開始時期が決定すると、当社から「確定拠出年金 給付裁定結果のお知らせ」、運用商品の売却が完了すると「確定拠出年金 給付のお知らせ」などを送付します。内容をご確認ください。（以下サンプルは、裁定（判定）の結果、支給が決定した場合のサンプルです。）

プラン名 作成日：YYYY年MM月DD日

163-0650
東京都新宿区西新宿1-25-1
新宿センタービル50F

損保 太郎 様 加入者コード：0000000000
運営管理機関：
損保ジャパンDＣ証券株式会社

確定拠出年金 給付裁定結果のお知らせ

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたびお客様からのご請求に基づき、確定拠出年金の給付の裁定を行いました。裁定結果を下記のとおりお知らせいたします。
ご不明な点がございましたら、下記アンサーセンターまでお問い合わせください。

裁定結果	老齢一時金支給
------	---------

加入者コード	加入者等氏名
0000000000	損保 太郎 様

● 裁定結果詳細

【一時金支給】

一時金支払予定日：YYYY年MM月DD日

※給付のお受取金額は、運用商品の売却後、上記の支払予定日までに「給付のお知らせ」が届きます。

確定拠出年金
給付裁定結果の
お知らせ

確定拠出年金
給付のお知らせ

給付金の支給予定日などが記載されています。

給付金の受取額や給付にともなうお取引の内容などが記載されています。（受取の都度送付）

プラン名 作成日：YYYY年MM月DD日

163-0650
東京都新宿区西新宿1-25-1
新宿センタービル50F

損保 太郎 様 加入者コード：0000000000
運営管理機関：
損保ジャパンDＣ証券株式会社

確定拠出年金 給付のお知らせ

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、お客様の確定拠出年金の給付を以下のとおり行いましたのでお知らせいたします。内容をご確認いただき、ご不明な点がございましたら、アンサーセンターまでお問い合わせください。

お取引の種類	老齢一時金
--------	-------

● 給付金のお支払い

支給日	給付支給額
YYYY年MM月DD日	1,611,972円

内訳

● お取引明細

約定日	変換日	売買区分	取引区分	約定口数	受渡金額
YYYY年MM月DD日	YYYY年MM月DD日	売却	給付	-	1,612,412円
確定拠出年金傷害保険					
合計					1,612,412円

● 手数料／所得税／住民税額明細

手数料	所得税	住民税
440円	0円	0円

● お振込先情報

金融機関名：みずほ
支店名：東京都心
預金種別：普通預金
口座番号：1234***
口座名義人：太郎 太郎

振込名義は企業型の場合「株式会社(401K)」
個人型の場合「株式会社(401K)」となります。

8. 必要書類

受取方法により必要書類が異なります。

ご自身の受取方法にあった必要書類をご確認ください。なお、代理人記入、代理人請求の場合は、以下に記載しているもの以外の書類も必要となることがあります。該当の場合は給付専用ダイヤルまでお問い合わせください。

A 一括受取（一時金）

必要書類		
①	老齢給付金請求書	●必ずご提出ください。
②	退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書	●必ずご提出ください。
③	住民票、印鑑登録証明書 いずれか1通	●必ずご提出ください。 ・請求日から3ヶ月以内に発行された原本をご提出ください。 ・住民票の場合は、ご本人の記載内容のみ、かつ本籍地の記載は不要です。
④	個人番号(マイナンバー)確認のための書類	●必ずご提出ください。 以下「◆個人番号(マイナンバー)確認のための書類」をご確認のうえ、正しい組み合わせでご提出ください。
⑤	退職所得の源泉徴収票のコピー	●次に該当する場合にご提出ください。 同一年、もしくは前年以前19年以内に、今回ご請求の確定拠出年金以外に退職手当金をお受け取りになっている場合 ※「給与所得」ではなく「退職所得」の源泉徴収票をご提出ください。

◆個人番号（マイナンバー）確認のための書類

	「番号確認書類」 個人番号を確認するための書類	「写真付き身元確認書類」 ご本人であることを確認するための書類
組み合わせ① 個人番号（マイナンバー）カードをお持ちの場合	個人番号（マイナンバー）カード[裏面]のコピー ※写真付きプラスチックカード	個人番号（マイナンバー）カード[表面]のコピー ※写真付きプラスチックカード
組み合わせ② 個人番号（マイナンバー）カードをお持ちでない場合	通知カードのコピー (現在の住所・氏名の記載があるもののみ有効) または 住民票 原本1通 (注3) (個人番号（マイナンバー）記載有・発行日より3ヶ月以内・ご本人様記載のみ)	次のいずれか1つ (注1) (写真付きで有効期限内のもの) ・ 運転免許証のコピー (裏面に記載がある場合は両面) ・ パスポートのコピー (氏名、生年月日、住所の確認できる各ページ) (注2) ・ 在留カードのコピー

(注1) 写真付き身元確認書類をお持ちでない場合は、以下2点の組み合わせをご提出ください。

- 健康保険被保険者証のコピー（現住所が裏面に記載されている場合は表裏両面のコピー）
※「記号」「番号」「保険者番号」を黒く塗りつぶす等、マスキング（目隠し）してご提出ください。
二次元コードを読み取ることでこれらの情報がわかる場合は、同様にマスキングしてください。
マスキングされていない場合は、当社にてマスキング処理を行います。
- 年金手帳のコピー（基礎年金番号記載のページ）

(注2) 2020年2月4日以降に発行されたパスポートは、現住所等を記載する「所持人記入欄」が削除されたため、身元確認書類としてご利用いただけません。

(注3) 番号確認書類として、「**住民票 原本1通**（個人番号（マイナンバー）記載有・発行日より3ヶ月以内・ご本人様分のみ）」をご提出いただく場合は、必要書類中「印鑑登録証明書、住民票のいずれか1通」をご提出いただく必要はありません。

B 分割受取（年金）

必要書類		
①	老齢給付金請求書	●必ずご提出ください。
②	分割受取方法の指定書	●必ずご提出ください。
③	住民票、印鑑登録証明書 いずれか1通	●必ずご提出ください。 ・請求日から3ヶ月以内に発行された原本をご提出ください。 ・住民票の場合は、ご本人の記載内容のみ、かつ本籍地の記載は不要です。
④	個人番号(マイナンバー)確認のための書類	●必ずご提出ください。 12ページに記載の「◆個人番号(マイナンバー)確認のための書類」をご確認のうえ、正しい組み合わせでご提出ください。

C 一括・分割併用受取（一時金・年金併用）

必要書類		
①	老齢給付金請求書	●必ずご提出ください。
②	分割受取方法の指定書	●必ずご提出ください。
③	退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書	●必ずご提出ください。
④	住民票、印鑑登録証明書 いずれか1通	●必ずご提出ください。 ・請求日から3ヶ月以内に発行された原本をご提出ください。 ・住民票の場合は、ご本人の記載内容のみ、かつ本籍地の記載は不要です。
⑤	個人番号(マイナンバー)確認のための書類	●必ずご提出ください。 12ページに記載の「◆個人番号(マイナンバー)確認のための書類」をご確認のうえ、正しい組み合わせでご提出ください。
⑥	退職所得の源泉徴収票のコピー	●次に該当する場合にご提出ください。 同一年、もしくは前年以前19年以内に、今回ご請求の確定拠出年金以外に退職手当金をお受け取りになっている場合 ※「給与所得」ではなく「退職所得」の源泉徴収票をご提出ください。

<参考> 給付にかかる税金額計算事例

[老齢給付金に関する税金額計算方法の事例説明]

- 内容については、2022年8月現在の法令等に基づき、作成しております。
- 実際の税金計算や税金についての詳しい内容は、お近くの税務署などにお問い合わせください。
- 弊社のお問い合わせ窓口では、給付金にかかる個別の税務相談にお答えすることができません。予めご了承ください。

目次

1. 一括受取（一時金）にかかる税金について	15～27ページ
<実際の税金計算「例」>	
[パターン1] 退職所得が確定拠出年金のみの場合	19～20ページ
[パターン2] 同年中に確定拠出年金の他にも退職所得を受け取っている場合	21～23ページ
[パターン3①] 前年以前19年以内に他の退職所得を受け取っている場合 (過去の支給額が退職所得控除額を上回るとき)	24～25ページ
[パターン3②] 前年以前19年以内に他の退職所得を受け取っている場合 (過去の支給額が退職所得控除額を下回るとき)	26～27ページ
2. 分割受取（年金）にかかる税金について	28～30ページ

1. 一括受取（一時金）にかかる税金について

確定拠出年金を一時金で受け取る（一括受取）場合は【退職所得】の扱いになります。

退職金には、税法上、退職所得として所得税と住民税がかかりますが、この退職金は長期間勤務したことによる慰労金であるとともに、退職後の生活を支える重要な資金になることから、税制上の優遇があります。

＜優遇されている点＞

- 他の所得と合算されないで分離課税となっていること
- 勤続年数に応じた退職所得控除があること
- 課税対象は退職所得控除額を控除した額を、さらに2分の1（※）にした額となること
※勤続年数が5年以内である場合「短期退職手当等」とみなされます。
短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える部分については、全額課税対象となり「2分の1課税」の適用はされません。

◎ 一時金での受け取り（一括受取または一括・分割併用受取）を予定している方は、同封の「退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書」を必ずご提出ください

- 「退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書」は、確定拠出年金の老齢給付金を一時金でお受け取りになる際に、税制上の優遇措置（退職所得控除の適用）を受けるのに必要となる書類です。また、請求時点で本年中または前年以前19年以内に他の退職所得を受給している方は、「退職所得の源泉徴収票」のコピーも添付してご提出ください。
※ 「退職所得の源泉徴収票」が紛失等によってお手元がない場合には、発行元（勤務先等）に再発行をご依頼ください。
- 「退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書」をご提出いただかない場合は、所得税および復興特別所得税として、お支払金額に20.42%の税率を乗じた金額が源泉徴収されます。
- 「退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書」を提出しなかったり、「退職所得の源泉徴収票」のコピーの提出漏れ等の申告内容の誤りが発生した場合は、正しい税額が納付されないことによって、所得税や市町村民税、道府県民税にかかる不納付加算税や延滞金が徴収されるケースがありますので、ご注意ください。

(1) 税金計算の流れ

退職所得（一時金）の税金は以下のとおり、4段階にて計算します。

①	勤続年数の計算
②	退職所得控除額の計算
③	課税退職所得金額の計算
④	税金額の計算

① 勤続年数の計算

<p><企業型確定拠出年金の場合> 勤続年数：下記就職年月日から退職年月日までの年数。ただし、掛金を拠出して いない期間があればこれを除きます。（1年未満は切り上げます。） 就職年月日：確定拠出年金の加入者資格取得日 退職年月日：確定拠出年金の加入者資格喪失日が属する月の前月末日</p> <p><個人型確定拠出年金の場合> 勤続年数：下記就職年月日から退職年月日までの年数。ただし、掛金を拠出して いない期間があればこれを除きます。（1年未満は切り上げます。） 就職年月日：確定拠出年金の加入者資格取得日が属する月の1日 退職年月日：確定拠出年金の加入者資格喪失日が属する月の前月末日</p> <p>ただし、退職給与等の他の制度からの資産の移換を受けた場合は、通算加入者等期間 に算入された期間を含みます。</p>
--

② 退職所得控除額の計算

退職所得控除額は①で計算した「勤続年数」に応じて以下のとおり計算します。

勤続年数	退職所得控除額（80万円未満の場合は80万）
20年以下	勤続年数 × 40万円
20年超	800万円 + (勤続年数 - 20年) × 70万円

(※) 勤続年数の1年未満の端数は切り上げます。
上記計算の結果、80万に満たない場合は80万の控除額が適用されます。

③ 課税退職所得金額の計算

退職所得金額は②で計算した退職所得控除額を用いて、以下のとおり計算します。
なお、計算した結果、金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

<勤続年数5年超>

$$\text{課税退職所得金額} = (\text{退職所得支給額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

<短期退職手当等の場合（勤続年数5年以下）>

(1) 「退職所得支給額 - 退職所得控除額」 ≤ 300万円の場合

* 退職所得支給額から退職所得控除額を控除した残額が300万以下の場合は、
<勤続年数5年超>と同じ計算式です。19ページ以降の実際の税金計算「例」も
ご参照ください。

$$\text{課税退職所得金額} = (\text{退職所得支給額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

(2) 「退職所得支給額 - 退職所得控除額」 > 300万円の場合

* 退職所得支給額から退職所得控除額を控除した残額が300万を超える部分に
ついては、全額課税対象となり「2分の1課税」は適用されません。

課税退職所得金額 =

$$150\text{万円}(\text{※1}) + (\text{退職所得支給額} - \text{退職所得控除} - 300\text{万円})(\text{※2})$$

※1 300万円以下の部分の退職所得の金額

※2 300万円を超える部分の退職所得の金額

④ 税金額の計算

税金には所得税と住民税（都道府県民税および市区町村民税）があります。
税金額は③で計算した課税退職所得金額に対して、以下のとおり計算します。

$$\begin{aligned} \text{所得税額} &= (\text{課税退職所得金額} \times \text{税率} - \text{控除額}) \times 102.1\% \\ \text{住民税額} &= \text{課税退職所得金額} \times \text{税率} \end{aligned}$$

- 課税退職所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算します。
- 所得税額の計算式における数値（102.1%）は、復興特別所得税を反映したものです。
- 住民税は1月1日現在における住所地の市区町村により、都道府県民税も含めて課税されます。

●平成26年以降の「退職所得の源泉徴収税額計算表」 (税額1円未満の端数は切捨て)

課税退職所得金額 (A)	所得 税率 (B)	控除額 (C)	税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1%
195万円以下	5%	—	((A) × 5%) × 102.1%
195万円超 330万円以下	10%	97,500円	((A) × 10% - 97,500円) × 102.1%
330万円超 695万円以下	20%	427,500円	((A) × 20% - 427,500円) × 102.1%
695万円超 900万円以下	23%	636,000円	((A) × 23% - 636,000円) × 102.1%
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円	((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1%
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円	((A) × 40% - 2,796,000円) × 102.1%
4,000万円超	45%	4,796,000円	((A) × 45% - 4,796,000円) × 102.1%

●平成26年分以降の「住民税の税額計算表」 (税額100円未満の端数は切捨て)

区分	標準税率	標準税額
都道府県民税	4%	課税所得金額(A) × 4%
市(区)町村民税	6%	課税所得金額(A) × 6%

(2) 実際の税金計算「例」

実際に退職金の税金計算にあたっては、確定拠出年金以外からの退職所得の有無によって計算方法が異なります。

パターン1	退職所得が確定拠出年金のみの場合 (19ページ～)
パターン2	同年中に確定拠出年金の他にも退職所得を受け取っている場合 (21ページ～)
パターン3①	前年以前19年以内に他の退職所得を受け取っている場合 (過去の支給額が退職所得控除額を上回るとき) (24ページ～)
パターン3②	前年以前19年以内に他の退職所得を受け取っている場合 (過去の支給額が退職所得控除額を下回るとき) (26ページ～)

以下に、各パターンごとの実際の税金計算「例」を記載します。

※この計算例は2022年8月現在の税制度に基づいて作成しています。実際の税金計算の詳細い内容はお近くの税務署にお問い合わせいただくようお願いします。

パターン1 退職所得が確定拠出年金のみの場合

【パターン1 での 退職金事例 (確定拠出年金からの支給)】

支給額 1,500万円

退職金に対応する勤続期間 1995/1/1 ~ 2020/6/30 (25年6ヶ月)

①勤続年数(※)の計算

※確定拠出年金における勤続年数は、拠出期間をもとに計算します。

25 年 6 ヶ月 ⇒ 26 年 (1年未満端数切り上げ)

例では25年6ヶ月であるため、1年未満の端数を切り上げて26年となります。

②退職所得控除額の計算

勤続年数	退職所得控除額 計算式 (80万円未満の場合は80万)
20年以下	勤続年数 <input type="text" value="26"/> × 40万円
20年超	800万円 + (勤続年数 <input type="text" value="26"/> - 20年) × 70万円

⇒ 円

例では26年であるため、20年超の式を適用して計算します。
800万円 + 6年 × 70万円 で 1,220万円となります。

パターン1
(つづき)

退職所得が確定拠出年金のみの場合

③課税退職所得金額の計算

$$\begin{array}{ccc} \text{支給額} & \text{退職所得控除額} & \text{課税退職所得金額} \\ (\boxed{15,000,000} - \boxed{12,200,000}) \times 1/2 = & \boxed{1,400,000} & \text{円} \\ & & \text{(1,000円未満端数切捨て)} \end{array}$$

この事例において、課税退職所得金額を③の式にしたがって計算すると、支給額1,500万円、退職所得控除額は②の計算で1,220万円、差額は280万円よって、 $280\text{万円} \times 1/2 = 140\text{万円}$ となります。

④税金額の計算

例では、課税退職所得金額が140万円であるため、各税額はそれぞれの式にしたがい、計算します。

	課税退職所得金額	税率	控除額	税額
所得税	$(\boxed{1,400,000} \times 5\% - \boxed{\text{なし}}) \times 102.1\%$			$= \boxed{71,470}$ 円 (1円未満端数切捨て)
都道府県民税	$\boxed{1,400,000} \times 4\%$			$= \boxed{56,000}$ 円 (100円未満端数切捨て)
市(区)町村民税	$\boxed{1,400,000} \times 6\%$			$= \boxed{84,000}$ 円 (100円未満端数切捨て)

税金額合計は 7万1,470円+5万6,000円+8万4,000円=21万1,470円 となります。

パターン2

同年中に確定拠出年金の他にも退職所得を受け取っている場合

【パターン2 での 退職金事例】

確定拠出年金からの支給・・・(2-A)

支給額 500万円

退職金に対応する勤続期間 2004/4/1 ~ 2019/9/30 (15年6ヶ月)

同年中に既に受取済みの他の退職所得・・・(2-B)

支給額 1,500万円

退職金に対応する勤続期間 1999/6/1 ~ 2019/3/31 (19年10ヶ月)



同年中に複数の支給を受けている場合の税額計算は、それらの支給を合算して受けたものとみなして、勤続年数(重複期間は除きます。)および支給金額を合算し、再計算した税額から既に支払済みの税額を差し引きします。

事例は、(2-B)の退職所得を既に受取済みであり、今回確定拠出年金から支給(2-A)を受けるにあたっての税金額を計算します。

①勤続年数(※)の計算

※確定拠出年金における勤続年数は、拠出期間をもとに計算します。

(2-A)の就職年月日

2004年4月1日

~

(2-A)の退職年月日

2019年9月30日

(2-B)の就職年月日

1999年6月1日

~

(2-B)の退職年月日

2019年3月31日

勤続期間を通算する際に重複期間をダブルカウントしないで勤続年数を計算します。

(2-A)と(2-B)の通算勤続年数を計算します。

1999年6月1日

~

2019年9月30日

(20年4ヶ月)

20 年 4

ヶ月 ⇒

21

年 (1年未満端数切り上げ)

パターン2
(つづき)

同年中に確定拠出年金の他にも退職所得を受け取っている場合

②退職所得控除額の計算

通算勤続年数が21年となったので、20年超の式を適用して計算すると
800万円+1年×70万円 で 870万円となります。

勤続年数	退職所得控除額 計算式(80万円未満の場合は80万)
20年以下	勤続年数 <input type="text"/> × 40万円
20年超	800万円+(勤続年数 <input type="text" value="21"/> -20年) × 70万円

⇒ 円

③課税退職所得金額の計算

(2-A) および (2-B) からの支給額を合算し、②で計算した退職所得控除額
をもとに課税退職所得金額を計算します。

合算支給額 : 500万円 + 1,500万円 = 2,000万円

合算支給額

退職所得控除額

課税退職所得金額

(-) × 1/2 = 円

(1,000円未満端数切捨て)

④税金額の計算

③で計算した課税退職所得金額565万円にて所得税および住民税額を計算してから、(2-B)の支給時に支払済みの税金額を差し引きします。

○ 課税退職所得金額 565万円による税金額 <1>

所得税(565万円×税率20%－控除額42万7,500円)×102.1%＝71万7,252円
(1円未満端数切捨て)

(税率、控除額は18ページの「退職所得の源泉徴収税額計算表」参照)

都道府県民税 565万円×税率4% ＝ 22万6,000円

市区町村民税 565万円×税率6% ＝ 33万9,000円

○ (2-B)の支給時に支払済みの税金額 <2>

支給額1500万円、勤続期間 1999年6月1日～2019年3月31日 (19年10ヶ月)

・勤続年数 : 19年10ヶ月 ＝ 20年

・退職所得控除額 : 20年×40万円 ＝ 800万円

(勤続年数20年以下の退職所得控除額計算式にあてはめて計算)

・課税退職所得金額 : (1500万円－800万円)×1/2 ＝ 350万円

⇒課税退職所得金額350万円にて税金額を計算

所得税 (350万円×税率20%－控除額42万7,500円)×102.1% ＝27万8,222円

都道府県民税 350万円×税率4% ＝ 14万円

市区町村民税 350万円×税率6% ＝ 21万円

○ 今回支給時の税金額の計算

上記の<1>の税金額から<2>の税金額を差し引いて計算します。

所得税 71万7,252円 － 27万8,222円 ＝ 43万9,030円

都道府県民税 22万6,000円 － 14万円 ＝ 8万6,000円

市区町村民税 33万9,000円 － 21万円 ＝ 12万9,000円

税金額合計は 43万9,030円＋8万6,000円＋12万9,000円＝65万4,030円 となります。

パターン3①

前年以前19年以内に他の退職所得を受け取っている場合
(過去の支給額が退職所得控除額を上回るとき)

【パターン3① での 退職金事例】

確定拠出年金からの支給・・・(3-A)

支給額 1,000万円

退職金に対応する勤続期間 2007/1/1 ~ 2020/4/30 (13年4ヶ月)

前年以前19年以内に受取済みの他の退職所得からの支給・・・(3-B)

支給額 1,500万円

退職金に対応する勤続期間 1997/1/1 ~ 2012/4/30 (15年4ヶ月)

①勤続年数(※)の計算

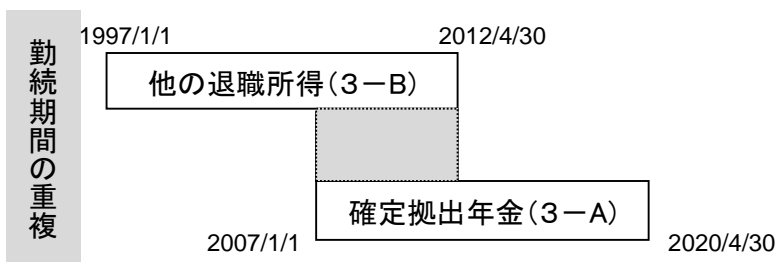
※確定拠出年金における勤続年数は、拠出期間をもとに計算します。

②退職所得控除額の計算

(確定拠出年金からの支給を受ける年の)前年以前19年以内に他の退職所得の支給(3-B)を受けている場合には、確定拠出年金からの支給(3-A)の基礎となる勤続期間との重複期間を両方の支給時の退職所得控除額計算時に使用しないように調整します。

事例では重複期間が2007年1月1日から2012年4月30日の5年4ヶ月ありますが、この期間は(3-B)の支給時の退職所得控除額の計算時に使用済みとなっているので、今回(3-A)の支給時の退職所得額の計算時に重複して使用することはできません。

したがって、(3-A)の勤続年数に基づき計算した退職所得控除額から(3-A)と(3-B)の勤続期間が重複している期間を勤続年数とみなして計算した退職所得控除額を差し引いた金額が、(3-A)からの支給額から控除する退職所得控除額となります。



- (3-A)の勤続年数に基づき計算した退職所得控除額
13年4ヶ月⇒14年に切り上げて、20年以下の場合の退職所得控除額計算式にあてはめて計算すると
 $14年 \times 40万円 = 560万円$
- (3-B)の勤続期間との重複期間 2007年1月1日～2012年4月30日に
基づき計算した退職所得控除額
5年4ヶ月⇒5年(1年未満切り捨て) $5年 \times 40万円 = 200万円$
- 差し引いた金額が(3-A)からの支給額から控除する退職所得控除額となります。
 $560万円 - 200万円 = 360万円$

パターン3①
(つづき)

前年以前19年以内に他の退職所得を受け取っている場合
(過去の支給額が退職所得控除額を上回るとき)

③課税退職所得金額の計算

前ページで計算した退職所得控除額(360万円)に基づいて課税退職所得金額を計算します。

$$\begin{array}{ccc} \text{支給額} & & \text{退職所得控除額} & & \text{課税退職所得金額} \\ \left(\boxed{10,000,000} - \boxed{3,600,000} \right) \times 1/2 = & & \boxed{3,200,000} & \text{円} \\ & & \text{(1,000円未満端数切捨て)} \end{array}$$

④税金額の計算

○ 課税退職所得金額 320万円にて税金額を計算します。

所得税(320万円×税率10%－控除額9万7,500円)×102.1% = 22万7,172円
(1円未満端数切捨て)
(税率、控除額は18ページの「退職所得の源泉徴収税額計算表」参照)

都道府県民税 320万円×税率4% = 12万8,000円
市区町村民税 320万円×税率6% = 19万2,000円

税金額合計は 22万7,172円+12万8,000円+ 19万2,000円 = 54万7,172円 となります。

パターン3②

前年以前19年以内に他の退職所得を受け取っている場合
(過去の支給額が退職所得控除額を下回るとき)

【パターン3② での 退職金事例】

確定拠出年金からの支給・・・(3-C)

支給額 1,000万円

退職金に対応する勤続期間 2007/1/1 ~ 2020/4/30 (13年4ヶ月)

前年以前19年以内に受取済みの他の退職所得・・・(3-D)

支給額 500万円

退職金に対応する勤続期間 1997/1/1 ~ 2012/4/30 (15年4ヶ月)



パターン3②とは、(確定拠出年金からの支給を受ける年の)前年以前19年以内に他の退職所得の支給(3-D)を受けている場合で、かつ、その支給額が計算の基礎となった勤続年数に対応する退職所得控除額を下回るときの内容です。この場合、前年以前19年以内の他の退職所得(3-D)に対応する勤続期間は、実際の勤続期間ではなく、支給額を用いて計算される「みなし勤続期間(使用済みの退職所得控除額に対応する期間)」です。このように計算された「みなし勤続期間」により、確定拠出年金からの支給に対応する勤続期間との重複期間を計算することになります。

※パターン3①および②との相違は、退職所得控除額計算のための勤続期間として実際の勤続期間を使用するか(①)、みなし勤続期間を使用するか(②)の違いです。

①勤続年数(※)の計算

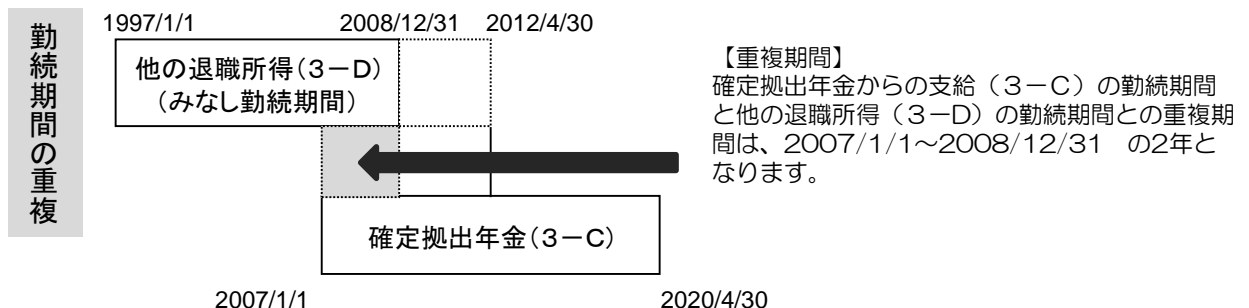
※確定拠出年金における勤続年数は、拠出期間をもとに計算します。

○みなし勤続期間は、以下の表に記載した内容に基づき計算します。

前に受け取った退職所得	みなし勤続期間の年数
800万円以下	受け取った金額 ÷ 40万円
800万円超	(受け取った金額 - 800万円) ÷ 70万円 + 20年

○前年以前19年以内に受け取った他の退職所得(3-D)の支給額は500万円であるため、上の表の 800万円以下の式にあてはめて計算すると、 $500 \div 40 = 12.5$ 年となり、1年未満の端数を切り捨て、12年(=1997/1/1~2008/12/31)がみなし勤続期間となります。

○みなし勤続期間を使用すると、確定拠出年金からの支給(3-C)との重複期間は、下の図のようになります。



パターン3②
(つづき)

前年以前19年以内に他の退職所得を受け取っている場合
(過去の支給額が退職所得控除額を下回るとき)

②退職所得控除額の計算

確定拠出年金からの支給(3-C)に対応する勤続年数 13年4ヶ月 ⇒14年
(1年未満切り上げ)

- 勤続年数(14年)に基づいて退職所得控除額を計算すると
勤続年数 14年×40万円=560万円
- 「重複期間(2年)」を勤続年数とみなして計算した退職所得控除額を計算すると
重複期間 2年×40万円=80万円

となります。

これにより、今回使用する退職所得控除額は 560万円-80万円=480万円 となります。

③課税退職所得金額の計算

(確定拠出年金からの支給額(3-C)1,000万円 - 退職所得控除額480万円) × 1/2
= 260万円

④税金額の計算

所得税(260万円×税率10%-控除額9万7,500円)×102.1% =16万5,912円
(1円未満端数切捨て)
(税率、控除額は18ページの「退職所得の源泉徴収税額計算表」参照)

都道府県民税 260万円×税率4% = 10万4,000円
市区町村民税 260万円×税率6% = 15万6,000円

税金額合計は 16万5,912円+10万4,000円+15万6,000円= 42万5,912円 となります。

2. 分割受取（年金）にかかる税金について

○分割受取（年金）のお支払時には、一律に以下＜源泉徴収税額の計算式＞により算出された所得税額を源泉徴収しています。分割受取は「雑所得」として所得税の課税対象となります。

○お受け取り後は、ご自身で「確定申告」により他の所得とあわせて税額の過不足を調整ください。確定申告の際は、公的年金等控除が適用され、優遇措置がとられます。なお、「確定申告不要制度」が適用されることによって、確定申告が不要となる場合がございます。

※「確定申告不要制度」とは、年金受給者の確定申告手続に伴う負担を減らすための制度です。源泉徴収の対象となる公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告を行う必要がございません。詳しい内容は、お近くの税務署などにお問い合わせください。

○公的年金等に係る雑所得の金額の計算式については、次ページをご参照ください。

【計算事例】

分割受取の支給額を 年間100万円 とした場合の源泉徴収税額の計算事例

※確定拠出年金における分割受取は、所得税法上の「公的年金等とされる年金」に含まれます。

＜源泉徴収税額の計算式＞

分割受取の場合は、次の式にしたがって源泉徴収税額を計算します。

源泉徴収税額 = (分割受取の支給額 - 控除額) × 税率 (10.21%)

控除額 = 分割受取の支給額 × 25%

① 控除額の計算

$$\text{支給額} \quad 1,000,000 \quad \times 25\% = 250,000 \quad \text{円}$$

② 源泉徴収税額の計算

$$\left(\begin{array}{c} \text{支給額} \\ 1,000,000 \end{array} - \begin{array}{c} \text{控除額} \\ 250,000 \end{array} \right) \times 10.21\% = 76,575 \quad \text{円}$$

【公的年金等に係る雑所得】

公的年金等に係る雑所得の金額は、以下の計算式および表により計算します。

$$\text{公的年金等に係る雑所得の金額} = (a) \times (b) - (c)$$

公的年金等に係る雑所得の速算表（令和2年分以降）

速算表は、公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計金額により異なります。

ご自身の収入状況にあわせてご確認ください。

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下

年金を受け取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	600,001円～1,299,999円	100%	600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	75%	275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)		
	1,100,001円～3,299,999円	100%	1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	75%	275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下

年金を受け取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が500,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	500,001円～1,299,999円	100%	500,000円
	1,300,000円～4,099,999円	75%	175,000円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	585,000円
	7,700,000円～9,999,999円	95%	1,355,000円
	10,000,000円以上	100%	1,855,000円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,000,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)		
	1,000,001円～3,299,999円	100%	1,000,000円
	3,300,000円～4,099,999円	75%	175,000円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	585,000円
	7,700,000円～9,999,999円	95%	1,355,000円
	10,000,000円以上	100%	1,855,000円

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超

年金を受け取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が400,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	400,001円～1,299,999円	100%	400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	75%	75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	95%	1,255,000円
	10,000,000円以上	100%	1,755,000円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が900,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)		
	900,001円～3,299,999円	100%	900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	75%	75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	95%	1,255,000円
	10,000,000円以上	100%	1,755,000円